

北見市レジ袋削減推進連絡会 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、レジ袋削減運動の推進及び普及啓発等を図るために設置する「北見市レジ袋削減推進連絡会（以下「連絡会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成等)

第2条 連絡会は、レジ袋削減運動の推進を実践するなど、その趣旨に賛同する市民団体、事業者及び関係団体並びに北見市により構成する。

- 2 連絡会に、世話人2名を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 世話人は、会務を総括し、連絡会を代表する。

(会議)

第3条 連絡会は、レジ袋削減運動の推進及び普及啓発等に関わる事項について協議するため、必要に応じて会議を開催する。

- 2 会議は、世話人が事務局と協議し北見市が招集する。
- 3 会議の座長は、世話人が交代で務める。

(庶務)

第4条 連絡会の庶務は、北見市市民環境部が担当する。

(その他)

第5条 市は、買い物袋持参などによるレジ袋削減に対する消費者の理解と協力を得られるよう、住民へ広報等により連絡会会員の取り組みを支援する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、その都度協議する。

附 則

この要綱は、平成20年8月28日から施行する。